

既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乗せ基準の設定  
(答申書)

平成27年12月17日  
平塚市廃棄物対策審議会  
会長 藤野 裕弘

本審議会は、平成27年7月13日付27平循第239号のうち、市長から諮問を受けた「既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乗せ基準の設定」について、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

第1 対象となる家庭ごみ及び平塚市一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）について

1 対象となる家庭ごみ

市による収集若しくは運搬が困難な家庭ごみであること（※1）。例えば、一時的に多量に排出されるごみ、市が収集等していない曜日、時間帯に回収を必要とする大型ごみ、屋内からの排出作業を必要とする大型ごみ等が考えられる。

※1 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の区分のうち「臨時料金」及び「収集運搬料金」の区分に該当する家庭ごみをいう。

2 対象となる許可業者

市の一般廃棄物処理計画上、必要と判断した場合に限ること。平成27年3月に本審議会が答申した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大について（答申）」を踏まえ、既に平塚市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得していること、また、次項で示す「許可業者に対する上乗せ基準の設定について」を満たしていることが必要である。

## 第2 許可業者に対する上乘せ基準の設定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第2条の2の規定にある一般廃棄物収集運搬業の許可条件を基本に、次の項目を市の許可基準に加えるべきである。

なお、市民が多様な選択肢のもと安心かつ不利益を被ることなく利用するには、全ての項目を満たす許可業者に限り対象とすべきである。

### 1 施設に係る基準

#### (1) 収集運搬車両に関すること

- ・市民からの要望に迅速かつ確実に応えるため、収集車両は複数台所持しており、常時使用できる状態にあること。

#### (2) 積替（保管）施設に関すること

市の処理施設に搬入できない曜日、時間に収集することが考えられるため、収集した廃棄物を一時的に保管する積替施設の設置が必要になる。その場合、収集した廃棄物の積み下ろしを休日や深夜等に行うことが考えられることから、住宅地に隣接した場所への設置は避けるべきである。また、積替施設は保管状況等を随時確認できるように受付員等を設置することが必要である。

### 2 申請者の能力に係る基準

#### (1) 受付・収集体制に関すること

- ・市民からの要望に迅速かつ確実に応えるため、営業時間内に受付可能な職員が複数名常駐できること。電話以外にも問い合わせの手段を設けられること。
- ・市が収集していない時間帯又は曜日に対応できること。
- ・市民から求めに応じて、屋内からの搬出等の役務を提供できること。
- ・法令及び平塚市一般廃棄物処理計画を熟知しており、市の処理施設への搬入基準を遵守できること（事業系ごみとの混載は禁止）。

(2) 情報公開及び事務手続きに関すること

- ・市民が安心かつ容易に情報を入手できる環境は欠かせない。法人の所在地等の基本情報のほか、営業（受付）時間、曜日、処理料金、環境認証等をホームページや其他媒体を用いて公開できること。
- ・処理料金や付随するサービス料金は、積算根拠を明らかにし、市民が自ら料金を計算できる状態であること。
- ・一時的に多量に排出されるごみ等のように、現地での内容物の確認が必要なものは、市民にその旨を伝えることができること。
- ・料金の収受にあたっては、事前に見積もりをした上で契約書の締結又は領収書の発行を行うことができること。
- ・許可業者は家庭からの大型ごみ等を収集等する場合は、市民（依頼主）に委任状の記入を依頼し、その委任状を市の処理施設に提出するほか、事業系ごみとの区別を明示するための措置を講じることができること。

### 第3 料金設定について

法の解釈において、法第7条第12項の趣旨が「市町村が直営で行う場合と一般廃棄物処理業者が取り扱う場合との間に市町村住民に不公平をきたさないように料金の最高額を定めたものである」とした上で、「なお、一般廃棄物処理業者が市民から受け取る料金は、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適切かつ合理的なものとするのが望ましい」とされている。このことから、料金設定の考え方を次のとおり整理する。

#### 1 処分費の設定について

市に支払う料金（処分費）については、家庭が排出元であり、許可業者は代理として運んでいるに過ぎないとする考えから、家庭系料金にするべきである。

#### 2 作業費等を含む収集運搬費の設定について

新たに付加されるサービスを含む収集運搬費については、市の処理原価等を参考とした額とすべきである。

なお、企業努力により当然金額の差は発生すると思われるが、市民が不利益を被らないようにするため、見積もりの積算方法等をホームページ等での情報媒体を用いて、周知すべきである。

以上